

		別表	
条例		省令	独自基準 [※] を規定するもの
第1章 総則	第1条(趣旨)	—	
第2章 基本方針	第2条(基本方針)	第1条の2	
	第3条(暴力団の排除)		○
第3章 人員に関する基準	第4条(指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準)	—	
	第5条(従業者の員数)	第2条	
第4章 運営に関する基準	第6条(管理者)	第3条	
	第7条(内容及び手続の説明及び同意)	第4条	
	第8条(提供拒否の禁止)	第5条	
	第9条(サービス提供困難時の対応)	第6条	
	第10条(受給資格等の確認)	第7条	
	第11条(要介護認定の申請に係る援助)	第8条	
	第12条(身分を証する書類の携行)	第9条	
	第13条(利用料等の受領)	第10条	
	第14条(保険給付の請求のための証明書の交付)	第11条	
	第15条(指定居宅介護支援の基本取扱方針)	第12条	
	第16条(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)	第13条	
	第17条(法定代理受領サービスに係る報告)	第14条	
	第18条(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)	第15条	
	第19条(利用者に関する市町村への通知)	第16条	
	第20条(管理者の責務)	第17条	
	第21条(運営規程)	第18条	○(第6号)
	第22条(勤務体制の確保)	第19条	
	第23条(設備及び備品等)	第20条	
	第24条(従業者の健康管理)	第21条	
	第25条(掲示)	第22条	○(第2項)
	第26条(秘密保持)	第23条	
	第27条(広告)	第24条	
	第28条(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)	第25条	
	第29条(苦情への対応)	第26条	
	第30条(事故発生時の対応)	第27条	
	第31条(会計の区分)	第28条	
	第32条(記録の整備)	第29条	○(第2項)
	第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準	第33条(準用)	第30条
第6章 雑則	第34条(委任)		

※「独自基準」とは、省令には規定されていない基準又は省令とは異なる基準を本市が独自に定めたもの